IMES DISCUSSION PAPER SERIES

デリバティブ類似取引の会計処理

クレシ゛ット・デ リバ ティブ とコミットメント・ラインについて

秋葉賢一

Discussion Paper No. 99-J-10

IMES

INSTITUTE FOR MONETARY AND ECONOMIC STUDIES BANK OF JAPAN

日本銀行金融研究所

〒103-8660 東京中央郵便局私書箱30号

備考: 日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズは、金融研究所スタッフおよび外部研究者による研究成果をとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを頂戴することを意図している。ただし、論文の内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

デリバティブ類似取引の会計処理

クレシ ット・デ リバ ティブ とコミットメント・ラインについて

秋葉賢一*

要旨

デリバティブの会計上の定義は、デリバティブに関する会計基準の適用範囲を決定するための出発点となる。しかし、1999 年 1 月 22 日に企業会計審議会から公表された「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(以下「金融商品意見書」とする)では、デリバティブ取引を例示列挙に止めている。このため、本稿ではデリバティブに該当するか否かが明確ではないとされてきたデリバティブ類似取引のうち、クレジット・デリバティブとコミットメント・ラインを取り上げ、その仕組みや米国での考え方を整理し、わが国における会計上の取り扱いを考えた。

日本の「金融商品意見書」では、デリバティブの概念規定はなされておらず、また、デリバティブとされても時価評価されない余地がある。このため「金融商品意見書」は、会計上デリバティブとしたものを時価評価するというよりも、時価評価できるものを時価評価するという定め方をしているように窺える。もしそうであれば、デリバティブの概念規定は重要でなく、時価評価できるか否かという規準だけが問題となろう。

今後は実務指針等の公表により具体的な扱いを明示していくことにより、新たな取引を検討する場合の不確実性を解消することが期待されるが、ここでの整理は「金融商品意見書」の具体的適用を検討する際にも役立つものと思われる。

キーワード:デリバティブ、クレジット・デリバティブ、コミットメント・ライン、 時価評価

JEL classification: M41

*日本銀行金融研究所国内客員研究員(朝日監査法人<アーサーアンダーセン>公認会計 士)

本論文で述べられている意見等は筆者の見解であり、日本銀行および金融研究所もしくは朝日監査法人(アーサーアンダ・セン)の見解ではない。

目 次

١.	はじめに	1
П.	クレジット・デリバティブについて	1
1	1 クレジット・デリバティブの仕組み	1
	(1) クレジット・ディフォルト・スワップ(オプション)	2
	(2) トータル・リターン・スワップ	2
2	2 米国基準における考え方	3
	(1) 米国におけるデリバティブの定義	3
	(2) 保証との関連による区別	4
	(3) 保険との相違	4
3	3 わが国における現行の取り扱い	5
	(1) 保証として扱う場合	5
	(2) デリバティブとして扱う場合	5
Ш	. コミットメント・ラインについて	6
1	1 コミットメント・ラインの仕組み	6
	(1) 資金調達の機動性の確保	7
	(2) 資産の圧縮	7
2	2 米国基準における考え方	7
	(1) SFAS 第 119 号における定義	7
	(2) SFAS 第 133 号における扱い	8
3	3 わが国における現行の取り扱い	8
	(1) 貸手側の扱い	8
	(2) 借手側の扱い	8
IV.	おわりに 今後の課題として	9
1	1 時価評価の範囲	9
2	2 相殺表示の要件	. 10

1. はじめに

1999 年 1 月 22 日に企業会計審議会から「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(以下「金融商品意見書」とする)が公表され、デリバティブを含む金融商品に係る会計基準が示された。この基準では、デリバティブを時価評価しその時価評価差額を損益として計上したり、一定の要件を満たす場合にヘッジ会計を適用するなどの点で概ね米国財務会計基準書(SFAS)第 133 号「デリバティブとヘッジ活動に係る会計」¹や国際会計基準(IAS)第 39 号「金融商品:認識と測定」²と共通している。

デリバティブの会計上の定義は、デリバティブに関する会計基準の適用範囲を決定するための出発点となる³。従って、いわゆるデリバティブ類似取引もまず会計上、デリバティブか否か判断されることにより適用される基準が異なってくる。しかし、「金融商品意見書」基準第一 1では、デリバティブ取引を「先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引及びこれらに類似する取引」という例示列挙に止めており、デリバティブの概念規定はなされていない。

このため、本稿ではデリバティブに該当するか否かが明確ではないとされてきたクレジット・デリバティブとコミットメント・ラインを取り上げ、その仕組みや米国での考え方を整理し、わが国における会計上の取り扱いを考える。これは、日本の「金融商品意見書」の具体的適用を検討する際にも役立つものと思われる。なお、文中意見にわたる部分については私見であることをあらかじめお断りしておく。

11. クレジット・デリバティブについて

1 クレジット・デリバティブの仕組み

クレジット・デリバティブとは、利息相当額やプレミアムの支払と引き換え に、ローンや他の資産の信用リスクを引き渡すために作られた種々の契約を総 称する用語であり、当事者間において他のリスク形態と分離して信用リスクを 移転させるため、金融市場の発展を示す商品とされている。信用リスクの移転

¹ Statement of Financial Accounting Standards No.133 "Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities", June 1998. なお、この基準は、1999 年 6 月 15 日より後に開始される会計年度から、全ての企業に適用されることが予定されている(パラグラフ 5、48 参照)。早期適用は奨励されているが、遡及的に適用することはできない(パラグラフ 48 参照)。

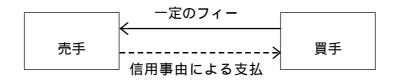
² International Accounting Standards No. 39, "Financial Instruments: Recognition and Measurement", December 1998

³ 特定の金融商品がデリバティブか否かを区別する必要性は、デリバティブと他の金融商品の会計処理が異なる場合にのみ重要な問題となる。しかし、デリバティブを含むすべての金融商品に同様の会計処理を適用する場合、その区別は問題とされない(IAS 討議資料 (1997年3月)第2章注1参照)。

方法としては、リファレンス資産 (reference assets)の期間全体の場合もあれば短い場合もあり、また信用リスクの完全な移転もあれば部分的な移転の場合もあり、契約により様々な形態を採る。このようなクレジット・デリバティブの代表例としては「クレジット・ディフォルト・スワップ (オプション)」「トータル・リターン・スワップ」が挙げられている。

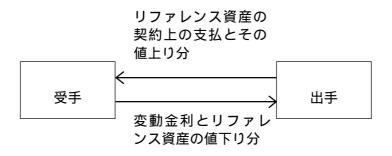
(1) クレジット・ディフォルト・スワップ (オプション)

この契約において、買手は一定のフィーを売手に払う一方、特定のリファレンス資産がディフォルトや格付け低下などの信用事由(credit event)を起こした場合に一定の支払(credit event payment)を受ける権利を持つ。リファレンス資産は、その信用状況が当該契約のキャッシュ・フローを決定するだけの存在であり、特定の資産の場合もあればいくつかの資産のバスケットの場合もある。信用事由は契約の中で定義されており、それが発生した場合に支払が行なわれ契約は通常終了する。信用事由が生じない場合には支払が行なわれない。この支払の仕方には、定額決済(契約当初に決定されている金額とする)や、差額決済(想定元本金額から信用事由発生後のリファレンス資産の回収価額を控除した金額とする)、現物決済(リファレンス資産を引渡し、想定元本金額を受け取る)などがある。



(2) トータル・リターン・スワップ

この契約において、トータル・リターンの出手はリファレンス資産の契約 上の支払(例えばクーポン金利)とリファレンス資産の値上り分を含むすべ ての経済価値を定期的にまたは一括して受手に支払うことと引き換えに、受 手から変動金利とリファレンス資産の値下り分を受け取る。従って、リファ レンス資産のリスクと経済価値はトータル・リターンの受手に移転されるが、 現金にてネット決済されるものであり、リファレンス資産自体は移動しない。



2 米国基準における考え方

(1) 米国におけるデリバティブの定義

SFAS 第 133 号では、これまでの会計基準におけるデリバティブの区別は明確でなかったため、金融市場の拡大や革新的な金融商品の発達に対応できるようデリバティブの定義を従来の SFAS 第 119 号 パラグラフ 5 で示されているように例示列挙により行なうことを改め、区別できる特徴を基にした定義付けがなされている (パラグラフ 245、248)。

SFAS 第 133 号では、以下で示すようなデリバティブ (a derivative instrument) と、主契約 (host contract) から切り離される「組み込みデリバティブ (an embedded derivative)」 を総称してデリバティブズ (derivative instruments) としている (パラグラフ 16)。このうちデリバティブは、以下の 3 つの条件をすべて満たす金融商品その他の契約とされている (パラグラフ 6、249)。

- 1. 1つまたは複数の原資産(underlyings) ⁶および 1つまたは複数 の想定元本(notional amounts) ⁷もしくは支払条項(payment provision) ⁸をもつこと。
- 回. 当初に純投資額がないこと、または市況の変化と同様に反応すると考えられる他の契約における純投資額よりも小さいこと。
- N. ネット決済を要することもしくは認められていること、契約外の方法 によってネット決済が容易であること、または受取人にとってネット 決済と実質的に異ならないような資産の引渡しが行なわれること。以 下のいずれかの要件を満たす場合は、この条件を満たすものと考えら

⁴ Statement of Financial Accounting Standards No.119 "Disclosure about Derivative Financial Instruments and Fair value of Financial Instruments", October 1994. なお、SFAS 第 119 号は 1999 年 6 月 15 日以降開始される事業年度より SFAS 第 133 号が適用されることに伴い廃止される (パラグラフ 525)。

⁵ 本文で示した3つの条件を満たさないためデリバティブに当たらない契約(債券、保険証券、リース等)であっても、その中に組み込まれている(embedded)デリバティブの経済的性質やリスクが主契約の経済的性質やリスクと明確かつ密接に(clearly and closely)関連していないこと等、一定の規準をすべて満たせば、組み込みデリバティブは主契約から切り離され、その部分についてはSFAS 第133号が適用される(パラグラフ12)。

⁶ 原資産とは、資産負債そのものではなく特定された利率、証券価格、コモディティ価格、為替レート、価格指数またはその他の変数をいう(パラグラフ7、540)。

⁷ 想定元本とは、通貨単位、株式数、穀物単位、重量その他の単位数で、契約によって特定された単位数をいう(パラグラフ7、540)。

⁸ 支払条項は、原資産特定の状態にある時に固定または決定できる決済額を特定する。例えば、 参照する金利が3%上昇した場合に特定の額を支払う場合など、デリバティブの決済額を決定す る想定元本以外の要素である(パラグラフ7、251)。

れる。

- (イ) いずれの当事者もその原資産と関連する資産や想定元本と同額の資産の引渡を必要としないこと。
- (I) いずれかの当事者が、上述したように原資産と関連する資産や想定 元本と同額の資産の引渡を必要とする場合でも、ネット決済を容易 にできる市場機能があること。
- (M) いずれかの当事者が、上述したように原資産と関連する資産や想定 元本と同額の資産の引渡を必要とする場合でも、当該資産が容易に 現金に転換可能であることまたはそれ自体がデリバティブであるこ と。

もっとも、デリバティブが上記の条件を満たす場合でも、一定の取引については SFAS 第 133 号の適用対象外とされている(パラグラフ 10、11)。この適用対象外の中には、生命保険や損害保険など一定の保険契約(パラグラフ 10c)や一定の金融保証契約(パラグラフ 10d)が含まれている。

(2) 保証との関連による区別

SFAS 第 133 号では、前述のように、ある契約がデリバティブの条件を満たす場合でもその適用対象外とされるものとして、一定の金融保証契約を挙げている(パラグラフ 10d)。すなわち、債務者が期日に支払を行なわないというような認識可能な一定事由(an identifiable insurable event)によって損失が発生した時にだけ被保証者に精算支払を行なうような金融保証契約は、SFAS 第 133 号の適用対象外としている。従って、認識可能な一定事由により損失が発生した時にだけ支払を行なうようなクレジット・ディフォルト・スワップ(オプション)はパラグラフ 6 にて示されている条件を満たしていても、通常の保証と同様に SFAS 第 133 号の適用対象外にあると考えられる(パラグラフ 59b)。

これに対して、金融保証契約が、例えば特定の債務者の信用力が低下したことによる原資産の価値の変化に対応して支払を行なうという内容の場合には SFAS 第 133 号の適用対象になるとされている。従って、一定事由が生じた時だけではなく、特定企業の信用力の変化に対応して支払が生じるクレジット・リンク契約、すなわちトータル・リターン・スワップはデリバティブに該当することになる(パラグラフ 59b)。このような結論は、トータル・リターン・スワップがリファレンス資産の市場リスク全体を移転するものであること、特にリファレンス資産が株式であればエクイティ・スワップに類似していることを考える理解しやすい。

(3) 保険との相違

さらに、クレジット・ディフォルト・スワップ (オプション)による支払 はリファレンス資産の価格によって行使されるわけではなく、発生するかも しれない信用事由によって決定されるため、保険に類似したものとも考えられる。SFAS 第 133 号では、デリバティブの定義を満たした保険契約を適用対象とする(パラグラフ 277-280)ものの、上記(2)の保証の場合と同様に、価格変化以外の認識可能な一定事由 (an identifiable insurable event)が生じた時にだけ被保険者に支払を行なうような契約は適用対象外としている(パラグラフ 10c)。従って、多くの伝統的な保険契約はデリバティブに該当しないものと考えられている。

このように、SFAS 第 133 号では価格変化以外の認識可能な一定事由が生じた時にだけその支払が行なわれるか否かにより、保証、保険及びその類似取引がデリバティブに該当するか否かを整合的に区別している。

3 わが国における現行の取り扱い⁹

(1) 保証として扱う場合

現状、クレジット・ディフォルト・スワップ(オプション)に関する明確な基準はないため、実務上は、保証として扱う場合とデリバティブとして扱う場合とがある。

クレジット・ディフォルト・スワップ (オプション)が保証と解されればフィーは発生主義に基づいて計上される。特に、1998 年 10 月 30 日付法人税法個別通達「金融商品に関する法人税の取扱いについて」(以下、「金融商品通達」とする)6-1 では、一定のクレジット・ディフォルト・スワップ(オプション)を「債務保証等類似デリバティブ取引」として扱い、買手はフィーを発生主義に基づいて費用計上する旨を明記している。

また、保証として扱う場合、売手は通常の保証と同様に契約額を貸借対照表上に計上する必要はないが、偶発債務としての開示が求められる¹⁰。

(2) デリバティブとして扱う場合

一方、デリバティブとして扱うケースでは、銀行がバンキング勘定で処理している場合¹¹や一般事業会社の場合、オプションと解されればフィーが権利行使時または消滅時まで資産または負債計上され、スワップと解されれば発生主義に基づいて損益に計上されることになる。また、銀行の特定取引勘

⁹ トータル・リターン・スワップはデリバティブに含まれる可能性が高いため、ここではクレジット・デリバティブのうちクレジット・ディフォルト・スワップ (オプション)のみを取り上げる。

¹⁰ 銀行の場合は保証に貸借対照表能力が与えられているため、貸借対照表上、偶発債務を「支 払承諾」として、偶発債権たる求償権を「支払承諾見返」として両建処理する。

 $^{^{11}}$ 1998年12月1日から銀行の付随業務として、クレジッットデリバティブ取引が含められている(改正銀行法施行規則第13条の2第6項)。

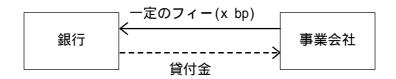
定で扱われる場合には時価評価される12。

なお、契約額は貸借対照表に計上されないが、売手も買手もデリバティブ に関する注記を行う必要がある。この場合、いわゆる定量的情報として貸借 対照表日における契約額、時価及び評価損益相当額等を取引の対象物の種類 (通貨、金利、株式、債権、商品等)ごとに開示する必要がある(財務諸表 規則第8条の8)ため、クレジット・ディフォルト・スワップ(オプション) は、どの種類に該当するかが問題となる13。

| | | | コミットメント・ラインについて

1 コミットメント・ラインの仕組み¹⁴

コミットメント・ラインとは、銀行等が一定期間にわたり一定の融資枠を設 定・維持し、その範囲内であれば顧客の請求に基づき融資を実行することを約 束する契約である。この契約締結の対価として、当該契約期間中、顧客から銀 行等に対しコミットメント・フィーが支払われる。なお、当該契約は将来の一 定期間にわたるため、融資枠が維持されるためには、顧客の財政状態につき重 大な悪影響がないこと等の一定の条件が付されるのが通常である。コミットメ ント・ラインは、銀行による当座貸越契約と類似するが、当座貸越契約書には、 銀行に貸越の実行に関し広い裁量を与えるような規定が含まれている場合が 多い。また、当座貸越契約の場合、締結の対価として顧客がフィーを支払うこ とはない。



このようなコミットメント・ラインは、欧米では一般化しているにもかかわ

「クレジット・デリバティブのもたらす会計的意義」(『旬刊 経理情報』1997年2月1 日号)

¹² 改正銀行法施行規則第 17 条の 13 第 13 項。

¹³この点については、以下の拙稿参照。

[「]クレジット・デリバティブと会計問題」(『企業会計』1997年3月号)

¹⁴ ここでの記述は、以下を参考としている。

[●] 菅原雅晴「コミットメント・ラインの法的性格とその有効性」(『金融法務事情』1998 年8月5日号)

[●] 金融法委員会 (FLB) 「「コミットメント・フィーに関する論点整理」について」(『金融 法務事情』1998年12月25日号)

[●] 丹野慎也「リスク分散、手数料収入増を達する」(『金融財政事情』1998年11月30日 号)

らず、わが国においてはあまり行なわれてこなかった。この理由としては、法的にコミットメント・フィーが利息制限法第3条あるいは出資法第5条第6項の「みなし利息」に該当するおそれがあり、当該フィーがそれぞれの法律に定める制限利率を超えることになるのではないかということ¹⁵や、わが国では緊急的な資金需要についてはいわゆるメインバンクが応じてきたことが挙げられている。

ところが最近、以下のような理由から日本においても大手企業を中心に複数の銀行との間でコミットメント・ラインを設定する動きが見受けられる¹⁶。

(1) 資金調達の機動性の確保

コミットメント・ライン設定の理由の背景には、急激な金融市場の変動の中で銀行の貸し渋りの影響を受けずに資金調達の機動性を保つことが挙げられている。また、実際に流動性リスクを回避するという理由の他に、金融市場の変動に対応する資金手当の方法を明確にしていないと外資系格付機関による当該企業の格付けが影響を受けるためであるとも言われている¹⁷。

(2) 資産の圧縮

企業側にとっては、コミットメント・ライン契約を締結することにより、必要以上の手元流動性を確保する必要がなくなり資産の圧縮を図ることができる。これに加えて銀行側では、わが国の自己資本比率規制上、短期(原契約期間1年内)のコミットメントの枠空き部分はリスクウエイト0%として扱われる¹⁸。このため、優良な企業が短期借入金等を利用して保有している過剰な手元流動性資金をコミットメント・ラインに置きかえることができれば、銀行側においてもリスクアセットの削減を図ることができると考えられている。

2 米国基準における考え方

(1) SFAS 第 119 号における定義

SFAS 第 119 号パラグラフ 5 では、デリバティブを先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引及びこれらに類似するその他の契約としており、その他の契約の例としてコミットメント・ライン¹⁹も掲げていた。すな

 $^{^{15}}$ このような法的な問題をより明確にするために、「特定融資枠契約に関する法律」が 1999年 3月 23日に成立し、3月 29日に公布され即日施行されている。

¹⁶ 例えば、IFR1998 年 8 月 22 日号 p35、日本経済新聞 1998 年 9 月 20 日、日経金融新聞 1998 年 10 月 16 日、10 月 21 日、11 月 25 日など。この場合、融資枠内に一定の借入金残高を維持することなどにより前述した法的不確実性を回避しているケースもある。

¹⁷ IFR1998 年 10 月 17 日号参照 p35。

¹⁸ このため、実務上多くの場合、コミットメント・ラインは銀行側の理由により、1年内(例えば364日など)の契約にて行なわれているようである。

わち、コミットメント・ラインは、権利保有者がプレミアムの支払と引き換えに原資産の不利な価格変動による損失発生を限定しつつその有利な価格変動の便益を有するため、金利キャップやフロアーとともに、オプションと同様の特徴を有しているとされていた。また、変動金利のコミットメント・ラインも、契約金利の調整が市場金利の変動よりも遅れるためオプションに類似した性格を持っているとされていた(パラグラフ6)。

(2) SFAS 第 133 号における扱い

SFAS 第 133 号では、SFAS 第 119 号においてデリバティブに含められていた一定の契約でも、SFAS 第 133 号のデリバティブの定義には含められない例としてコミットメント・ラインを挙げている。すなわち、コミットメント・ラインにより権利保有者は相手方の銀行から一定額の貸付を受ける場合、通常、この契約や当該貸付は容易にネット決済できるような市場機能を持っているわけではなく、また、容易に現金に転換できるものではないと考えられるため、コミットメント・ラインはデリバティブには該当しないものとされている(パラグラフ 291)。

しかしながら、ネット決済が容易な市場機能が整備されるか、権利保有者に引き渡される貸付金が容易に現金に転換できるもの²⁰であれば、コミットメント・ラインはデリバティブと解することも考えられる。この場合には、権利保有者のみならず、もう一方の当事者である銀行側においても会計上、デリバティブと見なされるものと考えられる。

3 わが国における現行の取り扱い

(1) 貸手側の扱い

コミットメント・ラインを提供するのは銀行が多いものと思われるが、銀行における他のコミットメント契約(例えば、NIF(Note Issuance Facility)、RUF(Revolving Underwriting Facility)、CP バックアップライン)と同様に会計上、オフバランス取引とされ、コミットメント・フィーが発生主義にて収益計上されるに止まるものと考えられる 21 。

(2) 借手側の扱い

コミットメント・ラインを受けるのは事業会社が多いものと思われるが、 被保証契約などと同様に、借手側はリスクを負担するものではないため会計 処理はもとより何ら開示さえも強制されないものと考えられる。従って、会

¹⁹ SFAS 第 119 号では、「ローンコミットメント」という用語を用いているが、本稿では「コミットメント・ライン」としている。。

²⁰ 当該貸付債権の流通市場が確立している場合が考えられる。

²¹ 『銀行経理の実務』(金融財政事情研究会) P244-247 参照。

計上はコミットメント・フィーを発生主義にて費用計上すれば足りるものと考えられる。

17. おわりに 今後の課題として

1 時価評価の範囲

わが国でも、今後はデリバティブを原則的には時価評価すべきとしている。 従って、時価評価の対象範囲とされるデリバティブの概念規定は重要になって くる。米国の SFAS 第 133 号ではこのような考え方に従ってデリバティブが会 計上、包括的に定義されており²²、この結果、典型的なクレジット・デリバティブとコミットメント・ラインは次表のように扱われるものと考えられる。

	クレジット・	コミットメント・	
デリバティブの特徴	クレシ゛ット・ディフォルト・ スワップ(オプション)	トータル・リターン・ スワップ	ライン
定義を満たしているか			
(1) 原資産と想定元本			
(2) 純投資額が小さい			
(3) ネット決済			
例外規定がない	×		
結論:デリバティブか否か	×		

:該当する :該当する場合が多い :該当しない場合が多い ×:該当しない

これに対し日本の「金融商品意見書」では、従来通り、そもそもデリバティブの概念規定はなされておらず、また、デリバティブとされても時価評価されない余地がある(「金融商品意見書」 四4なお書き)。このため「金融商品意見書」は、会計上デリバティブとしたものを時価評価するというよりも、時価評価できるものを時価評価するという定め方をしているように窺える。もしそうであれば、デリバティブの概念規定は重要でなく、時価評価できるか否かという規準だけが問題となろう。新たな取引を検討する際に不確実性が残らないよう、今後は実務指針等の公表により具体的な扱いが明示されていくことが期待される²³。

_

²² 但し、FASB も認めているように、これがある市場関係者の考える範囲と一致しない可能性がある(SFAS 第 133 号パラグラフ 244、245 参照)。

²³ 1997 年 6 月 6 日に企業会計審議会から公表された「金融商品に係る会計処理基準に関する論点整理」(以下「論点整理」する)では、これまで金融商品に関わる包括的な会計基準がないことが金融商品の開発の促進を妨げているとの指摘も踏まえ包括的な基準のあり方を検討するという旨も含まれていた。

2 相殺表示の要件

前述のように、一般的に会計上は保証にもコミットメント・ラインにも貸借対照表能力が与えられていない。これは 双務未履行契約については約定が必ずしも確定しておらず債務発生の蓋然性が高くないため当該契約に基づく債権債務は資産負債として認識されないと考えられるため、または 資産負債として認識されるものの相殺表示がされるためという 2 通りの説明が考えられている。なお、法律上は条件付債務も負債であるため会計上も後者と解すべきとされている²⁴。

このように、法律上、条件付債務でもオフバランスとされる理由は必ずしも 明確ではなく、「金融商品意見書」でも明確ではない。また、条件付債務に限 らずいかなる場合に相殺表示が認められるかに関して「論点整理」では具体的 論点のひとつとしていた²⁵が、「金融商品意見書」では取り上げていない。今 後はオンバランス項目の相殺は会計上いかなる場合に認められるのかという 問題についても検討する必要があろう。

以上

-

 銀行側:
 借)貸出金
 xxx
 貸)未払金
 xxx

 事業会社側:
 借)未収金
 xxx
 貸)借入金
 xxx

²⁴ 弥永真生「デリバティブと企業会計法」(中央経済社)p47-48、p107-108 参照。なお、相殺表示されていると解される場合には、まず以下のような仕訳が一義的には各々なされ、その後相殺表示されていることになる。

²⁵ 「論点整理」では、特定の金融資産と金融負債について、企業がそれらを法的に相殺する権利を有している場合等においては、当該資産と負債を相殺して純額で表示することが、企業がさらされているリスクと将来のキャッシュ・フローをより的確に反映するとの考え方があることから、総額表示の原則との関連を考慮しつつ、相殺表示について検討するとしていた。